

# 令和2年度 第1回今治構想区域地域医療構想調整会議

## 次 第

令和2年9月1日(火)15:00～  
東予地方局今治支局 4階大会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 令和元年度病床機能報告制度の結果等について

(2) 今治構想区域における地域医療の課題等について

① 小児救急輪番制の課題について

② 上島町における救急医療体制について

#### 【非公開】

(3) 令和3年度 地域医療介護総合確保基金事業の要望について

(4) その他

### 3 閉 会

---

#### 【配布資料】

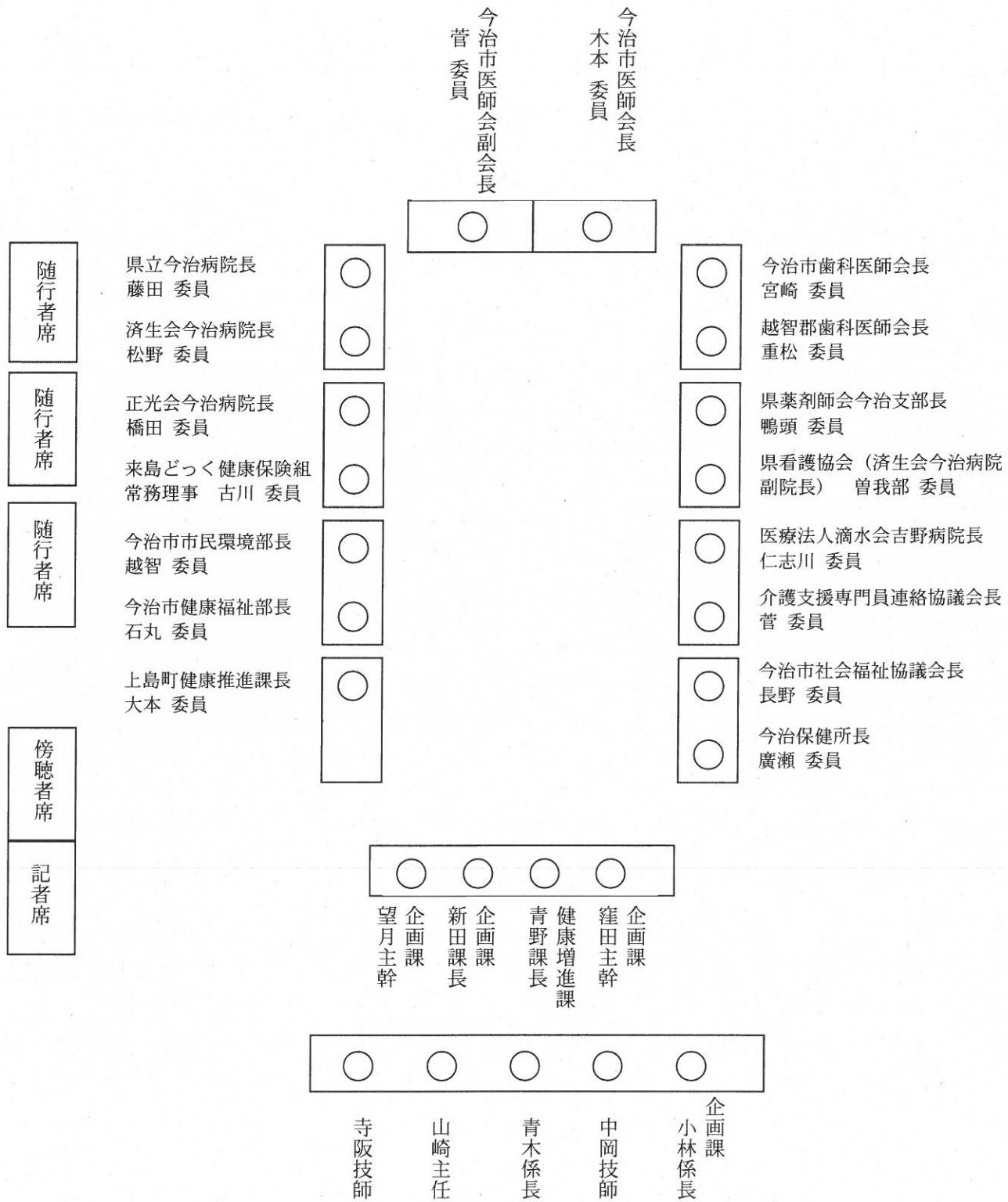
資料1 令和元年度病床機能報告の結果

資料2 上島町における救急医療体制について

資料3 令和3年度 地域医療介護総合確保基金事業一覧 【非公開】

## 配席図

日時：令和2年9月1日～  
場所：東予地方局今治支局 4階 大会議室



## 愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議委員名簿

(任期 : 令和元年 6月 1日～令和 3年 5月 31日)

区分	所属・役職	旧委員名	新委員名	備考
一 医師会の代表者	一般社団法人今治市医師会長	木本 真		
	一般社団法人今治市医師会副会長	菅 拓也		
二 歯科医師会の代表者	今治市歯科医師会長	宮崎 卓爾		
	越智郡歯科医師会長	重松 均		
三 薬剤師会の代表者	一般社団法人愛媛県薬剤師会 今治支部長	鴨頭 隆志		
四 看護関係者の代表者	公益社団法人愛媛県看護協会 理事	曾我部恵子		変更なし
五 介護関係者の代表者	医療法人滴水会吉野病院長	仁志川高雄		
	今治圏域介護支援専門員連絡協議会長	菅 大三		
	今治市社会福祉協議会長	長野 和幸		
六 医療機関の代表者	愛媛県立今治病院長	藤田 学		
	社会福祉法人恩賜財団 済生会今治病院長	松野 剛		
	正光会今治病院長	溝渕 瞳彦	橋田 英俊	4月1日 院長交代
七 保険者の代表者	来島どく健康保険組合常務理事	古川 和典		変更なし
	今治市市民環境部長	片山 司	越智 洋子	4月1日 人事異動
八 市町の代表者	今治市健康福祉部長	石丸 司		
	上島町健康推進課長	大本 一明		
九 保健所の代表者	愛媛県今治保健所長	廣瀬 浩美		
十 その他議長が必要と認めた者	該当なし	該当なし		

## 愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 今治構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、今治構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 医療計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 調整会議は、委員 20 人以内で組織し、委員は、今治構想区域において次に掲げる者のうちから愛媛県東予地方局長が委嘱し、又は任命する。

- 一 郡市医師会の代表者
  - 二 歯科医師会の代表者
  - 三 薬剤師会の代表者
  - 四 看護関係者の代表者
  - 五 介護関係者の代表者
  - 六 医療機関の代表者
  - 七 保険者の代表者
  - 八 市町の代表者
  - 九 保健所の代表者
  - 十 その他議長が必要と認めた者
- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
  - 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を行ふ。

### (任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができるほか、一部の委員及び有識者等からなる部会を設置し特定課題の検討を行わせることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、今治保健所企画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、地方局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月22日から施行する。